

# がん情報サロンボード

2015/02/23

がん情報サロン 富田 明人

## 高額療養費の見直しについて

国は社会保障制度で医療費の支払（自己負担額）を一定の限度までとする「高額療養費制度」を昭和48年10月に創設しその後度々の制度改正を行っているが、近年の急速な少子高齢化による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少により社会保険料が増加しているのが現状です。

このような状況から、医療費についても「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日報告）により負担能力に応じた負担を求める高額療養費の見直しが行われ、本年1月から実施されています。

### 70歳未満の方の医療費の限度額

クラス	所得区分	自己負担限度額(月額)	多数該当の限度額 (4回目以降)
①	年収 約 1160万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
②	年収 約 770万円~1160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③	年収 約 370万円~770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④	年収 ~約 370万円以下	57,600円	
⑤	低所得者(住民税非課税)	35,400円	24,600円

表一1

従来の仕組みでは、70歳未満の人で自己負担限度額は、上位所得者、一般、低所得者に分割されていましたが、時代の進展ともない所得区分の年収の幅が大きくなり、中低所得者層の負担が重くなってきました。負担能力に応じて応分の負担を求める考え方から能力に応じた負担額になるよう見直されました。(表一1)

収入による上限額の区分を3段階から5段階に増やし収入の低い人の上限額を下げ、年収約370万円以下の人には上限

高額療養費の所得区分別加入者数		
所得区分	加入者数(万)	構成比
年収 約 1160万円以上	330	3.1%
年収 約 770万円~1160万円	1,000	9.4%
年収 約 370万円~770万円	4,150	39.2%
年収 ~約 370万円以下	4,060	38.3%
低所得者(住民税非課税)	1,050	9.9%
計	10,590	100.0%

表一2

額を 57,600 円と改定して、22,500 円安くなっています。該当者は 4,060 万人（構成比 38.3%）です。クラス③の変更はありませんが、年収約 770 万円以上では、最大 10 万円以上の負担増となっています。該当者は 1,330 万人（構成比 12.5%）です。（表—2）

なお、70 歳以上の人の上限額の見直しは今回行われていません。

高額療養費を活用するには各保険者に申請して「限度額適用認定証」を取得し窓口に提示する必要があります。入院・外来時に認定証を提示すると医療費の支払いは「自己負担限度額」までとなります、詳細は保険者にお問い合わせください。（表—3）

## 申請窓口

保険者名	申請窓口
国民健康保険 後期高齢者医療	市町村役場
協会けんぽ健保(旧政府管掌・船員保険)	全国健康保険協会
健康保険組合	保険組合
公務員共済	共済組合
	表—3

## 70 歳以上（高齢者受給者証、後期高齢者医療）の方の限度額

高齢者受給者証、後期高齢者医療証を提示すると窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

低所得区分（非課税所帯）の方は「限度額適用・標準負担減額認定証」を提示すると窓口での支払いは低所得者の自己負担限度額までとなります。（表—4）

## 70 歳以上の医療費の限度額

所得区分	自己負担限度額(月額)		多数該当野限度額 (4回目以降)
	外来	入院	
上位所得者(3割負担の方)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者 II	8,000円	24,600円	
低所得者 I		15,000円	

表—4

(富田)